

文書の紛失について

山田消防署で保管している個人情報を含む火災調査関係書類の一部を紛失しました。概要については、下記のとおりです。

1 紛失した文書

火災即報簿 昭和63年から平成13年までの期間に発生した火災の記録

2 事実経過

- (1) 平成27年5月21日 過去の被災者から、被災証明申請の問合せを受けた際に、証明の資料となる火災即報簿を確認しようとしたところ、所定の保管場所に無いことに気付き発覚したものです。
- (2) 上記の被災証明は、消防本部予防課保管の火災即報簿で確認し証明いたしました。

また、紛失した火災即報簿は、消防本部予防課で保管している火災即報簿で対応できますので証明事務等に支障はありません。

3 紛失原因

紛失については、職員が保存年限の過ぎた文書を廃棄する際に誤って、一緒に廃棄処分を行った可能性が高いと思われます。

4 再発防止対策

- ・個人情報の管理徹底及び厳正な取扱い等の職員教養を実施する。
- ・文書の保存・保管状態の定期点検を実施する。
- ・職員に対し文書規程等の教養の実施。
- ・保存文書の文書廃棄手順のチェック体制を強化する。